

定年引上げに伴う規則等の改正等について

1 改正等の趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律の公布及び定年引上げ関係条例の成立を踏まえ、関連する規則・訓令の改正等をするもの

2 主な改正内容

- (1) 地方公務員法の改正に伴う条ずれの整理
- (2) 再任用制度の改正に伴う文言整理及び経過措置の規定
 - － 定年前再任用短時間勤務職員の規定
 - － 暫定再任用職員に関する経過措置
- (3) 60歳超職員の給与7割措置に伴う取扱いの規定
- (4) 高齢者部分休業制度に関する規定の整備

《改正規則の一覧》

議案番号	規則名	該当する改正内容				その他の改正	施行期日
		(1)	(2)	(3)	(4)		
第18号議案	埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則				○		令和5年4月1日
第19号議案	学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則					降格時号給対応表の追加	
第20号議案	産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	○		○			
第21号議案	学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	○	○				
第22号議案	定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	○		○			
第23号議案	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	○	○				
第24号議案	学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	○	○	○			
第25号議案	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	○	○		○		
第26号議案	技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則				○		
第27号議案	学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	○					
第28号議案	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	○	○	○			
第29号議案	教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	○	○	○		再任用職員への支給額を新たに追加	
第30号議案	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	○	○				
第31号議案	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		○	○		再任用職員への支給額を新たに追加	
第32号議案	学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	○		○			
第33号議案	学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則				○		

《新たに制定する規則》

議案番号	規則名	規則の概要	施行期日
第34号議案	学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則	役職定年となった学校職員に対し降任前の給料月額額の7割を保障する制度（管理監督職勤務上限年齢調整額）について、当該学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員の取扱いを定めるもの	令和5年4月1日

《改正訓令の一覧》

議案番号	訓令名	該当する改正内容				その他の改正	施行期日
		(1)	(2)	(3)	(4)		
第35号議案	教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	○	○				令和5年4月1日
第36号議案	技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令	○	○	○			
第37号議案	埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令				○	30分単位の年休取得が可能となったため様式改正	

件 名

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則について

提案理由

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、埼玉県立学校職員服務規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行の規則の内容
県立学校職員の服務について必要な事項を定めるもの

- 2 改正の内容
 - (1) 高齢者部分休業の承認等に係る規定及び様式の追加
 - (2) その他規定の整備

- 3 施行期日
令和5年4月1日

別表第7の5（第18条の5関係）

表

高齢者部分休業承認申請書 年 月 日 埼玉県教育委員会 様 学校名 職名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

(注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、裏面に記入し、申請することができる。

(新設)

裏

職 名				氏 名			承認	時間数	備 考
承認				高齢者部分休業の承認の 取消しを申請する時間					
決裁 権者				月日	午 前	午 後			
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

別表第7の6（第18条の6関係）

高齢者部分休業変更承認等申請書	
年 月 日	
埼玉県教育委員会 様	
学校名	職名 氏 名
次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)

(注)「3 変更後の休業時間(1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

(新設)

別表第7の7（第18条の7関係）（略）
別表第7の8（第18条の8関係）（略）
別表第7の9（第18条の9関係）（略）
別表第7の10（第18条の10関係）（略）
別表第8～別表第11（略）

別表第7の5（第18条の5関係）（略）
別表第7の6（第18条の6関係）（略）
別表第7の7（第18条の7関係）（略）
別表第7の8（第18条の8関係）（略）
別表第8～別表第11（略）

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の八を第十八条の十とし、第十八条の五から第十八条の七までを二条ずつ繰り下げ、第十八条の四の次に次の二条を加える。

（高齡者部分休業の承認申請）

第十八条の五 職員は、地方公務員法第二十六条の三第一項の規定により高齡者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、人事給与管理システム（職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第一項において同じ。）により校長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、高齡者部分休業承認申請書（別表第七の五）を教育委員会に提出することができる。

2 教育委員会は、高齡者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齡者部分休業の変更承認等申請）

第十八条の六 高齡者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齡者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ人事給与管理システムにより校長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、高齡者部分休業変更承認等申請書（別表第七の六）を教育委員会に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

第二十六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

別表第七の八中「(第18条の8関係)」を「(第18条の10関係)」に改め、

同表を別表第七の十とする。

別表第七の七中「(第18条の7関係)」を「(第18条の9関係)」に改め、

同表を別表第七の九とする。

別表第七の六中「(第18条の6関係)」を「(第18条の8関係)」に改め、

同表を別表第七の八とする。

別表第七の五中「(第18条の5関係)」を「(第18条の7関係)」に改め、

同表を別表第七の七とする。

別表第七の四の次に次の二表を加える。

別表第7の5（第18条の5関係）

表

高齡者部分休業承認申請書	
年 月 日	
埼玉県教育委員会 様	
学校名 職名 氏 名	
次のとおり高齡者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

(注) 1 「2 休業時間(1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齡者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、裏面に記入し、申請することができる。

裏

職 名				氏 名			承認	高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し を 申 請 す る 時 間	時間数	備 考
決裁 権者				月日	午 前	午 後				
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		
				.	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで		時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

別表第7の6（第18条の6関係）

高齢者部分休業変更承認等申請書 年 月 日 埼玉県教育委員会 様 学校名 職名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)

(注)「3 変更後の休業時間(1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

件 名

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
新たに降格時号給対応表（ ）を定める。
職員が降格した際に、新たな級のどの号給となるかを定めた表

3 施行期日等
令和5年4月1日

改 正 案	現 行																			
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則	学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則																			
<p>第一条～第十九条 (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前二項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。</u></p> <p>(降格の場合の号給の決定)</p> <p>第二十一条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第十七の二に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。</u></p> <p>2 前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。<u>この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二条～第四十条 (略)</p> <p>別表第一～別表第十七 (略)</p> <p><u>別表第十七の二 降格時号給対応表 (第二十一条関係)</u></p> <p>イ 教育職給料表 (1) 降格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">降格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">降 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>特 2 級</th> <th>3 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>21</u></td> <td style="text-align: center;"><u>25</u></td> <td style="text-align: center;"><u>25</u></td> <td style="text-align: center;"><u>41</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>22</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26</u></td> <td style="text-align: center;"><u>42</u></td> </tr> </tbody> </table>	降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				1 級	2 級	特 2 級	3 級	<u>1</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>41</u>	<u>2</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>42</u>	<p>第一条～第十九条 (略)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前二項の規定にかかわらず、教育委員会の定める号給とする。</u></p> <p>(降格の場合の号給の決定)</p> <p>第二十一条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給 (同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給) とする。</u></p> <p>2 前項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十二条～第四十条 (略)</p> <p>別表第一～別表第十七 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
降格した日の前日に受けていた号給		降 格 後 の 号 給																		
	1 級	2 級	特 2 級	3 級																
<u>1</u>	<u>21</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>41</u>																
<u>2</u>	<u>22</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>42</u>																

<u>3</u>	<u>23</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>43</u>
<u>4</u>	<u>24</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>44</u>
<u>5</u>	<u>25</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>45</u>
<u>6</u>	<u>26</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>46</u>
<u>7</u>	<u>27</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>47</u>
<u>8</u>	<u>28</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>48</u>
<u>9</u>	<u>29</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>49</u>
<u>10</u>	<u>30</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>50</u>
<u>11</u>	<u>31</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>51</u>
<u>12</u>	<u>32</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>52</u>
<u>13</u>	<u>33</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>53</u>
<u>14</u>	<u>34</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>54</u>
<u>15</u>	<u>35</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>55</u>
<u>16</u>	<u>36</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>56</u>
<u>17</u>	<u>37</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>57</u>
<u>18</u>	<u>38</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>58</u>
<u>19</u>	<u>39</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>59</u>
<u>20</u>	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>60</u>
<u>21</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>61</u>
<u>22</u>	<u>42</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>62</u>
<u>23</u>	<u>43</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>63</u>
<u>24</u>	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>64</u>
<u>25</u>	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>66</u>
<u>26</u>	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>68</u>
<u>27</u>	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>70</u>
<u>28</u>	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>72</u>
<u>29</u>	<u>50</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>74</u>
<u>30</u>	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>76</u>
<u>31</u>	<u>54</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>78</u>
<u>32</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>80</u>
<u>33</u>	<u>59</u>	<u>57</u>	<u>57</u>	<u>84</u>
<u>34</u>	<u>62</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>88</u>
<u>35</u>	<u>65</u>	<u>59</u>	<u>59</u>	<u>92</u>
<u>36</u>	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>96</u>
<u>37</u>	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>98</u>
<u>38</u>	<u>70</u>	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>100</u>
<u>39</u>	<u>71</u>	<u>63</u>	<u>63</u>	<u>101</u>

<u>40</u>	<u>72</u>	<u>64</u>	<u>64</u>	<u>101</u>
<u>41</u>	<u>74</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>101</u>
<u>42</u>	<u>76</u>	<u>66</u>	<u>66</u>	<u>101</u>
<u>43</u>	<u>78</u>	<u>67</u>	<u>67</u>	<u>101</u>
<u>44</u>	<u>80</u>	<u>68</u>	<u>68</u>	<u>101</u>
<u>45</u>	<u>82</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>46</u>	<u>84</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>101</u>
<u>47</u>	<u>86</u>	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>101</u>
<u>48</u>	<u>88</u>	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>101</u>
<u>49</u>	<u>90</u>	<u>73</u>	<u>73</u>	<u>101</u>
<u>50</u>	<u>92</u>	<u>74</u>	<u>74</u>	<u>101</u>
<u>51</u>	<u>94</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>101</u>
<u>52</u>	<u>96</u>	<u>76</u>	<u>76</u>	<u>101</u>
<u>53</u>	<u>98</u>	<u>77</u>	<u>77</u>	<u>101</u>
<u>54</u>	<u>100</u>	<u>78</u>	<u>78</u>	<u>101</u>
<u>55</u>	<u>102</u>	<u>79</u>	<u>79</u>	<u>101</u>
<u>56</u>	<u>104</u>	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>101</u>
<u>57</u>	<u>107</u>	<u>81</u>	<u>81</u>	<u>101</u>
<u>58</u>	<u>110</u>	<u>82</u>	<u>82</u>	<u>101</u>
<u>59</u>	<u>113</u>	<u>83</u>	<u>83</u>	<u>101</u>
<u>60</u>	<u>116</u>	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>101</u>
<u>61</u>	<u>121</u>	<u>85</u>	<u>86</u>	<u>101</u>
<u>62</u>	<u>126</u>	<u>86</u>	<u>88</u>	
<u>63</u>	<u>131</u>	<u>87</u>	<u>90</u>	
<u>64</u>	<u>136</u>	<u>88</u>	<u>92</u>	
<u>65</u>	<u>141</u>	<u>89</u>	<u>93</u>	
<u>66</u>	<u>146</u>	<u>90</u>	<u>94</u>	
<u>67</u>	<u>151</u>	<u>91</u>	<u>95</u>	
<u>68</u>	<u>153</u>	<u>92</u>	<u>96</u>	
<u>69</u>	<u>153</u>	<u>93</u>	<u>99</u>	
<u>70</u>	<u>153</u>	<u>94</u>	<u>102</u>	
<u>71</u>	<u>153</u>	<u>95</u>	<u>105</u>	
<u>72</u>	<u>153</u>	<u>96</u>	<u>108</u>	
<u>73</u>	<u>153</u>	<u>97</u>	<u>111</u>	
<u>74</u>	<u>153</u>	<u>98</u>	<u>114</u>	
<u>75</u>	<u>153</u>	<u>99</u>	<u>117</u>	
<u>76</u>	<u>153</u>	<u>100</u>	<u>117</u>	

<u>77</u>	<u>153</u>	<u>101</u>	<u>117</u>	
<u>78</u>	<u>153</u>	<u>102</u>	<u>117</u>	
<u>79</u>	<u>153</u>	<u>103</u>	<u>117</u>	
<u>80</u>	<u>153</u>	<u>104</u>	<u>117</u>	
<u>81</u>	<u>153</u>	<u>106</u>	<u>117</u>	
<u>82</u>	<u>153</u>	<u>108</u>	<u>117</u>	
<u>83</u>	<u>153</u>	<u>110</u>	<u>117</u>	
<u>84</u>	<u>153</u>	<u>112</u>	<u>117</u>	
<u>85</u>	<u>153</u>	<u>114</u>	<u>117</u>	
<u>86</u>	<u>153</u>	<u>116</u>	<u>117</u>	
<u>87</u>	<u>153</u>	<u>118</u>	<u>117</u>	
<u>88</u>	<u>153</u>	<u>120</u>	<u>117</u>	
<u>89</u>	<u>153</u>	<u>125</u>	<u>117</u>	
<u>90</u>	<u>153</u>	<u>130</u>	<u>117</u>	
<u>91</u>	<u>153</u>	<u>135</u>	<u>117</u>	
<u>92</u>	<u>153</u>	<u>140</u>	<u>117</u>	
<u>93</u>	<u>153</u>	<u>143</u>	<u>117</u>	
<u>94</u>	<u>153</u>	<u>146</u>	<u>117</u>	
<u>95</u>	<u>153</u>	<u>149</u>	<u>117</u>	
<u>96</u>	<u>153</u>	<u>149</u>	<u>117</u>	
<u>97</u>	<u>153</u>	<u>149</u>	<u>117</u>	
<u>98</u>	<u>153</u>	<u>149</u>	<u>117</u>	
<u>99</u>	<u>153</u>	<u>149</u>	<u>117</u>	
<u>100</u>	<u>153</u>	<u>149</u>	<u>117</u>	
<u>101</u>	<u>153</u>	<u>149</u>	<u>117</u>	
<u>102</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>103</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>104</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>105</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>106</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>107</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>108</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>109</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>110</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>111</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>112</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>113</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		

<u>114</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>115</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>116</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>117</u>	<u>153</u>	<u>149</u>		
<u>118</u>	<u>153</u>			
<u>119</u>	<u>153</u>			
<u>120</u>	<u>153</u>			
<u>121</u>	<u>153</u>			
<u>122</u>	<u>153</u>			
<u>123</u>	<u>153</u>			
<u>124</u>	<u>153</u>			
<u>125</u>	<u>153</u>			
<u>126</u>	<u>153</u>			
<u>127</u>	<u>153</u>			
<u>128</u>	<u>153</u>			
<u>129</u>	<u>153</u>			
<u>130</u>	<u>153</u>			
<u>131</u>	<u>153</u>			
<u>132</u>	<u>153</u>			
<u>133</u>	<u>153</u>			
<u>134</u>	<u>153</u>			
<u>135</u>	<u>153</u>			
<u>136</u>	<u>153</u>			
<u>137</u>	<u>153</u>			
<u>138</u>	<u>153</u>			
<u>139</u>	<u>153</u>			
<u>140</u>	<u>153</u>			
<u>141</u>	<u>153</u>			
<u>142</u>	<u>153</u>			
<u>143</u>	<u>153</u>			
<u>144</u>	<u>153</u>			
<u>145</u>	<u>153</u>			
<u>146</u>	<u>153</u>			
<u>147</u>	<u>153</u>			
<u>148</u>	<u>153</u>			
<u>149</u>	<u>153</u>			

ロ 教育職給料表（２）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
<u>1</u>	<u>9</u>	<u>37</u>	<u>9</u>	<u>57</u>
<u>2</u>	<u>10</u>	<u>38</u>	<u>10</u>	<u>58</u>
<u>3</u>	<u>11</u>	<u>39</u>	<u>11</u>	<u>59</u>
<u>4</u>	<u>12</u>	<u>40</u>	<u>12</u>	<u>60</u>
<u>5</u>	<u>13</u>	<u>41</u>	<u>13</u>	<u>61</u>
<u>6</u>	<u>14</u>	<u>42</u>	<u>14</u>	<u>62</u>
<u>7</u>	<u>15</u>	<u>43</u>	<u>15</u>	<u>63</u>
<u>8</u>	<u>16</u>	<u>44</u>	<u>16</u>	<u>64</u>
<u>9</u>	<u>17</u>	<u>45</u>	<u>17</u>	<u>65</u>
<u>10</u>	<u>18</u>	<u>46</u>	<u>18</u>	<u>66</u>
<u>11</u>	<u>19</u>	<u>47</u>	<u>19</u>	<u>67</u>
<u>12</u>	<u>20</u>	<u>48</u>	<u>20</u>	<u>68</u>
<u>13</u>	<u>21</u>	<u>49</u>	<u>21</u>	<u>69</u>
<u>14</u>	<u>22</u>	<u>50</u>	<u>22</u>	<u>70</u>
<u>15</u>	<u>23</u>	<u>51</u>	<u>23</u>	<u>71</u>
<u>16</u>	<u>24</u>	<u>52</u>	<u>24</u>	<u>72</u>
<u>17</u>	<u>25</u>	<u>53</u>	<u>25</u>	<u>73</u>
<u>18</u>	<u>26</u>	<u>54</u>	<u>26</u>	<u>74</u>
<u>19</u>	<u>27</u>	<u>55</u>	<u>27</u>	<u>75</u>
<u>20</u>	<u>28</u>	<u>56</u>	<u>28</u>	<u>80</u>
<u>21</u>	<u>29</u>	<u>57</u>	<u>29</u>	<u>85</u>
<u>22</u>	<u>30</u>	<u>58</u>	<u>30</u>	<u>90</u>
<u>23</u>	<u>31</u>	<u>59</u>	<u>31</u>	<u>96</u>
<u>24</u>	<u>32</u>	<u>60</u>	<u>32</u>	<u>100</u>
<u>25</u>	<u>33</u>	<u>61</u>	<u>33</u>	<u>105</u>
<u>26</u>	<u>34</u>	<u>62</u>	<u>34</u>	<u>110</u>
<u>27</u>	<u>35</u>	<u>63</u>	<u>35</u>	<u>115</u>
<u>28</u>	<u>36</u>	<u>64</u>	<u>36</u>	<u>117</u>
<u>29</u>	<u>37</u>	<u>65</u>	<u>37</u>	<u>117</u>
<u>30</u>	<u>38</u>	<u>66</u>	<u>38</u>	<u>117</u>
<u>31</u>	<u>39</u>	<u>67</u>	<u>39</u>	<u>117</u>
<u>32</u>	<u>40</u>	<u>68</u>	<u>40</u>	<u>117</u>
<u>33</u>	<u>41</u>	<u>69</u>	<u>41</u>	<u>117</u>
<u>34</u>	<u>42</u>	<u>70</u>	<u>42</u>	<u>117</u>

<u>35</u>	<u>43</u>	<u>71</u>	<u>43</u>	<u>117</u>
<u>36</u>	<u>44</u>	<u>72</u>	<u>44</u>	<u>117</u>
<u>37</u>	<u>45</u>	<u>73</u>	<u>45</u>	<u>117</u>
<u>38</u>	<u>46</u>	<u>74</u>	<u>46</u>	<u>117</u>
<u>39</u>	<u>47</u>	<u>75</u>	<u>47</u>	<u>117</u>
<u>40</u>	<u>48</u>	<u>76</u>	<u>48</u>	<u>117</u>
<u>41</u>	<u>51</u>	<u>77</u>	<u>49</u>	<u>117</u>
<u>42</u>	<u>54</u>	<u>78</u>	<u>50</u>	<u>117</u>
<u>43</u>	<u>57</u>	<u>79</u>	<u>51</u>	<u>117</u>
<u>44</u>	<u>60</u>	<u>80</u>	<u>52</u>	<u>117</u>
<u>45</u>	<u>62</u>	<u>81</u>	<u>53</u>	<u>117</u>
<u>46</u>	<u>64</u>	<u>82</u>	<u>54</u>	<u>117</u>
<u>47</u>	<u>66</u>	<u>83</u>	<u>55</u>	<u>117</u>
<u>48</u>	<u>68</u>	<u>84</u>	<u>56</u>	<u>117</u>
<u>49</u>	<u>70</u>	<u>85</u>	<u>57</u>	<u>117</u>
<u>50</u>	<u>72</u>	<u>86</u>	<u>58</u>	<u>117</u>
<u>51</u>	<u>74</u>	<u>87</u>	<u>59</u>	<u>117</u>
<u>52</u>	<u>76</u>	<u>88</u>	<u>60</u>	<u>117</u>
<u>53</u>	<u>78</u>	<u>89</u>	<u>61</u>	<u>117</u>
<u>54</u>	<u>80</u>	<u>90</u>	<u>62</u>	
<u>55</u>	<u>82</u>	<u>91</u>	<u>63</u>	
<u>56</u>	<u>84</u>	<u>92</u>	<u>64</u>	
<u>57</u>	<u>85</u>	<u>93</u>	<u>65</u>	
<u>58</u>	<u>86</u>	<u>94</u>	<u>66</u>	
<u>59</u>	<u>87</u>	<u>95</u>	<u>67</u>	
<u>60</u>	<u>88</u>	<u>96</u>	<u>68</u>	
<u>61</u>	<u>91</u>	<u>97</u>	<u>69</u>	
<u>62</u>	<u>94</u>	<u>98</u>	<u>70</u>	
<u>63</u>	<u>97</u>	<u>99</u>	<u>71</u>	
<u>64</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>72</u>	
<u>65</u>	<u>107</u>	<u>101</u>	<u>73</u>	
<u>66</u>	<u>114</u>	<u>102</u>	<u>74</u>	
<u>67</u>	<u>121</u>	<u>103</u>	<u>75</u>	
<u>68</u>	<u>125</u>	<u>104</u>	<u>76</u>	
<u>69</u>	<u>125</u>	<u>105</u>	<u>77</u>	
<u>70</u>	<u>125</u>	<u>106</u>	<u>78</u>	
<u>71</u>	<u>125</u>	<u>107</u>	<u>79</u>	

<u>72</u>	<u>125</u>	<u>108</u>	<u>80</u>
<u>73</u>	<u>125</u>	<u>109</u>	<u>82</u>
<u>74</u>	<u>125</u>	<u>110</u>	<u>84</u>
<u>75</u>	<u>125</u>	<u>111</u>	<u>86</u>
<u>76</u>	<u>125</u>	<u>112</u>	<u>88</u>
<u>77</u>	<u>125</u>	<u>114</u>	<u>89</u>
<u>78</u>	<u>125</u>	<u>116</u>	<u>90</u>
<u>79</u>	<u>125</u>	<u>118</u>	<u>91</u>
<u>80</u>	<u>125</u>	<u>120</u>	<u>95</u>
<u>81</u>	<u>125</u>	<u>121</u>	<u>99</u>
<u>82</u>	<u>125</u>	<u>122</u>	<u>103</u>
<u>83</u>	<u>125</u>	<u>123</u>	<u>107</u>
<u>84</u>	<u>125</u>	<u>124</u>	<u>112</u>
<u>85</u>	<u>125</u>	<u>125</u>	<u>114</u>
<u>86</u>	<u>125</u>	<u>126</u>	<u>116</u>
<u>87</u>	<u>125</u>	<u>127</u>	<u>117</u>
<u>88</u>	<u>125</u>	<u>128</u>	<u>117</u>
<u>89</u>	<u>125</u>	<u>130</u>	<u>117</u>
<u>90</u>	<u>125</u>	<u>134</u>	<u>117</u>
<u>91</u>	<u>125</u>	<u>138</u>	<u>117</u>
<u>92</u>	<u>125</u>	<u>142</u>	<u>117</u>
<u>93</u>	<u>125</u>	<u>146</u>	<u>117</u>
<u>94</u>	<u>125</u>	<u>150</u>	<u>117</u>
<u>95</u>	<u>125</u>	<u>153</u>	<u>117</u>
<u>96</u>	<u>125</u>	<u>156</u>	<u>117</u>
<u>97</u>	<u>125</u>	<u>158</u>	<u>117</u>
<u>98</u>	<u>125</u>	<u>160</u>	<u>117</u>
<u>99</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>100</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>101</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>102</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>103</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>104</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>105</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>106</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>107</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>
<u>108</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>

<u>109</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>110</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>111</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>112</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>113</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>114</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>115</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>116</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>117</u>	<u>125</u>	<u>161</u>	<u>117</u>	
<u>118</u>	<u>125</u>			
<u>119</u>	<u>125</u>			
<u>120</u>	<u>125</u>			
<u>121</u>	<u>125</u>			
<u>122</u>	<u>125</u>			
<u>123</u>	<u>125</u>			
<u>124</u>	<u>125</u>			
<u>125</u>	<u>125</u>			
<u>126</u>	<u>125</u>			
<u>127</u>	<u>125</u>			
<u>128</u>	<u>125</u>			
<u>129</u>	<u>125</u>			
<u>130</u>	<u>125</u>			
<u>131</u>	<u>125</u>			
<u>132</u>	<u>125</u>			
<u>133</u>	<u>125</u>			
<u>134</u>	<u>125</u>			
<u>135</u>	<u>125</u>			
<u>136</u>	<u>125</u>			
<u>137</u>	<u>125</u>			
<u>138</u>	<u>125</u>			
<u>139</u>	<u>125</u>			
<u>140</u>	<u>125</u>			
<u>141</u>	<u>125</u>			
<u>142</u>	<u>125</u>			
<u>143</u>	<u>125</u>			
<u>144</u>	<u>125</u>			
<u>145</u>	<u>125</u>			

<u>146</u>	<u>125</u>			
<u>147</u>	<u>125</u>			
<u>148</u>	<u>125</u>			
<u>149</u>	<u>125</u>			
<u>150</u>	<u>125</u>			
<u>151</u>	<u>125</u>			
<u>152</u>	<u>125</u>			
<u>153</u>	<u>125</u>			
<u>154</u>	<u>125</u>			
<u>155</u>	<u>125</u>			
<u>156</u>	<u>125</u>			
<u>157</u>	<u>125</u>			
<u>158</u>	<u>125</u>			
<u>159</u>	<u>125</u>			
<u>160</u>	<u>125</u>			
<u>161</u>	<u>125</u>			

ハ 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
<u>1</u>	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>13</u>	<u>17</u>
<u>2</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>14</u>	<u>18</u>
<u>3</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>15</u>	<u>19</u>
<u>4</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>16</u>	<u>20</u>
<u>5</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>17</u>	<u>21</u>
<u>6</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>22</u>
<u>7</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>23</u>
<u>8</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>20</u>	<u>24</u>
<u>9</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>25</u>
<u>10</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>22</u>	<u>26</u>
<u>11</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>23</u>	<u>27</u>
<u>12</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>24</u>	<u>28</u>
<u>13</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>25</u>	<u>29</u>
<u>14</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>30</u>
<u>15</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>27</u>	<u>31</u>
<u>16</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>32</u>
<u>17</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>29</u>	<u>33</u>

<u>18</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>30</u>	<u>34</u>
<u>19</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>31</u>	<u>35</u>
<u>20</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>36</u>
<u>21</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>33</u>	<u>37</u>
<u>22</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>34</u>	<u>38</u>
<u>23</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>39</u>
<u>24</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>40</u>
<u>25</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>37</u>	<u>41</u>
<u>26</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>38</u>	<u>42</u>
<u>27</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>39</u>	<u>43</u>
<u>28</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>40</u>	<u>44</u>
<u>29</u>	<u>50</u>	<u>45</u>	<u>41</u>	<u>45</u>
<u>30</u>	<u>52</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>46</u>
<u>31</u>	<u>54</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>47</u>
<u>32</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>48</u>
<u>33</u>	<u>58</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>50</u>
<u>34</u>	<u>60</u>	<u>50</u>	<u>46</u>	<u>52</u>
<u>35</u>	<u>62</u>	<u>51</u>	<u>47</u>	<u>54</u>
<u>36</u>	<u>64</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>56</u>
<u>37</u>	<u>66</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>57</u>
<u>38</u>	<u>68</u>	<u>54</u>	<u>50</u>	<u>58</u>
<u>39</u>	<u>70</u>	<u>55</u>	<u>51</u>	<u>59</u>
<u>40</u>	<u>72</u>	<u>56</u>	<u>52</u>	<u>60</u>
<u>41</u>	<u>74</u>	<u>57</u>	<u>53</u>	<u>63</u>
<u>42</u>	<u>76</u>	<u>58</u>	<u>54</u>	<u>66</u>
<u>43</u>	<u>78</u>	<u>59</u>	<u>55</u>	<u>69</u>
<u>44</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	<u>56</u>	<u>72</u>
<u>45</u>	<u>82</u>	<u>61</u>	<u>57</u>	<u>76</u>
<u>46</u>	<u>84</u>	<u>62</u>	<u>58</u>	<u>80</u>
<u>47</u>	<u>85</u>	<u>63</u>	<u>59</u>	<u>84</u>
<u>48</u>	<u>85</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>90</u>
<u>49</u>	<u>85</u>	<u>65</u>	<u>61</u>	<u>96</u>
<u>50</u>	<u>85</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	<u>102</u>
<u>51</u>	<u>85</u>	<u>67</u>	<u>63</u>	<u>105</u>
<u>52</u>	<u>85</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	<u>105</u>
<u>53</u>	<u>85</u>	<u>70</u>	<u>65</u>	<u>105</u>
<u>54</u>	<u>85</u>	<u>72</u>	<u>66</u>	<u>105</u>

<u>55</u>	<u>85</u>	<u>74</u>	<u>67</u>	<u>105</u>
<u>56</u>	<u>85</u>	<u>76</u>	<u>68</u>	<u>105</u>
<u>57</u>	<u>85</u>	<u>78</u>	<u>69</u>	<u>105</u>
<u>58</u>	<u>85</u>	<u>80</u>	<u>70</u>	<u>105</u>
<u>59</u>	<u>85</u>	<u>82</u>	<u>71</u>	<u>105</u>
<u>60</u>	<u>85</u>	<u>84</u>	<u>72</u>	<u>105</u>
<u>61</u>	<u>85</u>	<u>91</u>	<u>74</u>	<u>105</u>
<u>62</u>	<u>85</u>	<u>98</u>	<u>76</u>	<u>105</u>
<u>63</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>78</u>	<u>105</u>
<u>64</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>80</u>	<u>105</u>
<u>65</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>82</u>	<u>105</u>
<u>66</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>84</u>	<u>105</u>
<u>67</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>86</u>	<u>105</u>
<u>68</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>88</u>	<u>105</u>
<u>69</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>89</u>	<u>105</u>
<u>70</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>90</u>	<u>105</u>
<u>71</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>91</u>	<u>105</u>
<u>72</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>92</u>	<u>105</u>
<u>73</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>94</u>	<u>105</u>
<u>74</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>75</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>76</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>77</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>78</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>79</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>80</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>81</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>82</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>83</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>84</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>85</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>
<u>86</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>87</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>88</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>89</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>90</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>91</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	

<u>92</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>93</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>94</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>95</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>96</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>97</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>98</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>99</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>100</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>101</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>102</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>103</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>104</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>105</u>	<u>85</u>	<u>105</u>	<u>113</u>	
<u>106</u>		<u>105</u>		
<u>107</u>		<u>105</u>		
<u>108</u>		<u>105</u>		
<u>109</u>		<u>105</u>		
<u>110</u>		<u>105</u>		
<u>111</u>		<u>105</u>		
<u>112</u>		<u>105</u>		
<u>113</u>		<u>105</u>		

ニ 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
<u>1</u>	<u>33</u>	<u>17</u>	<u>17</u>	<u>9</u>	<u>9</u>
<u>2</u>	<u>34</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
<u>3</u>	<u>35</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>11</u>	<u>11</u>
<u>4</u>	<u>36</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>12</u>	<u>12</u>
<u>5</u>	<u>37</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>13</u>	<u>13</u>
<u>6</u>	<u>38</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>14</u>	<u>14</u>
<u>7</u>	<u>39</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
<u>8</u>	<u>40</u>	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>	<u>16</u>
<u>9</u>	<u>41</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>17</u>	<u>17</u>
<u>10</u>	<u>42</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>18</u>	<u>18</u>
<u>11</u>	<u>43</u>	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>19</u>	<u>19</u>

<u>12</u>	<u>44</u>	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
<u>13</u>	<u>45</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
<u>14</u>	<u>46</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>22</u>	<u>22</u>
<u>15</u>	<u>47</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>23</u>	<u>23</u>
<u>16</u>	<u>48</u>	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	<u>24</u>
<u>17</u>	<u>49</u>	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>25</u>	<u>25</u>
<u>18</u>	<u>50</u>	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>26</u>	<u>26</u>
<u>19</u>	<u>51</u>	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>27</u>	<u>27</u>
<u>20</u>	<u>52</u>	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>28</u>
<u>21</u>	<u>53</u>	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>29</u>	<u>29</u>
<u>22</u>	<u>54</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>30</u>
<u>23</u>	<u>55</u>	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>31</u>	<u>31</u>
<u>24</u>	<u>56</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>32</u>	<u>32</u>
<u>25</u>	<u>59</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>33</u>	<u>33</u>
<u>26</u>	<u>62</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>34</u>	<u>34</u>
<u>27</u>	<u>65</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>35</u>	<u>35</u>
<u>28</u>	<u>68</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>36</u>	<u>36</u>
<u>29</u>	<u>70</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>37</u>	<u>37</u>
<u>30</u>	<u>72</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>38</u>
<u>31</u>	<u>74</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
<u>32</u>	<u>76</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>40</u>
<u>33</u>	<u>78</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>41</u>
<u>34</u>	<u>80</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>42</u>
<u>35</u>	<u>82</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>43</u>
<u>36</u>	<u>84</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>44</u>
<u>37</u>	<u>86</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>45</u>
<u>38</u>	<u>88</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>46</u>
<u>39</u>	<u>90</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>47</u>
<u>40</u>	<u>92</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>48</u>
<u>41</u>	<u>93</u>	<u>58</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>50</u>
<u>42</u>	<u>93</u>	<u>60</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>52</u>
<u>43</u>	<u>93</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>54</u>
<u>44</u>	<u>93</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>56</u>
<u>45</u>	<u>93</u>	<u>66</u>	<u>63</u>	<u>53</u>	<u>58</u>
<u>46</u>	<u>93</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	<u>54</u>	<u>60</u>
<u>47</u>	<u>93</u>	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>55</u>	<u>62</u>
<u>48</u>	<u>93</u>	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>56</u>	<u>64</u>

<u>49</u>	<u>93</u>	<u>76</u>	<u>75</u>	<u>57</u>	<u>66</u>
<u>50</u>	<u>93</u>	<u>80</u>	<u>78</u>	<u>58</u>	<u>76</u>
<u>51</u>	<u>93</u>	<u>84</u>	<u>81</u>	<u>59</u>	<u>88</u>
<u>52</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>84</u>	<u>60</u>	<u>92</u>
<u>53</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>61</u>	<u>93</u>
<u>54</u>	<u>93</u>	<u>98</u>	<u>92</u>	<u>62</u>	<u>93</u>
<u>55</u>	<u>93</u>	<u>103</u>	<u>97</u>	<u>63</u>	<u>93</u>
<u>56</u>	<u>93</u>	<u>109</u>	<u>102</u>	<u>64</u>	<u>93</u>
<u>57</u>	<u>93</u>	<u>115</u>	<u>107</u>	<u>65</u>	<u>93</u>
<u>58</u>	<u>93</u>	<u>121</u>	<u>112</u>	<u>66</u>	<u>93</u>
<u>59</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>67</u>	<u>93</u>
<u>60</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>68</u>	<u>93</u>
<u>61</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>69</u>	<u>93</u>
<u>62</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>70</u>	<u>93</u>
<u>63</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>71</u>	<u>93</u>
<u>64</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>72</u>	<u>93</u>
<u>65</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>73</u>	<u>93</u>
<u>66</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>74</u>	<u>93</u>
<u>67</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>75</u>	<u>93</u>
<u>68</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>93</u>
<u>69</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>85</u>	<u>93</u>
<u>70</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>88</u>	<u>93</u>
<u>71</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>89</u>	<u>93</u>
<u>72</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>90</u>	<u>93</u>
<u>73</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>91</u>	<u>93</u>
<u>74</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>92</u>	<u>93</u>
<u>75</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>76</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>77</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>78</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>79</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>80</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>81</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>82</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>83</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>84</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
<u>85</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>

<u>86</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>87</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>88</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>89</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>90</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>91</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>92</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>93</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	
<u>94</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>95</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>96</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>97</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>98</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>99</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>100</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>101</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>102</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>103</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>104</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>105</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>106</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>107</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>108</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>109</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>110</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>111</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>112</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>113</u>	<u>93</u>	<u>125</u>			
<u>114</u>	<u>93</u>				
<u>115</u>	<u>93</u>				
<u>116</u>	<u>93</u>				
<u>117</u>	<u>93</u>				
<u>118</u>	<u>93</u>				
<u>119</u>	<u>93</u>				
<u>120</u>	<u>93</u>				
<u>121</u>	<u>93</u>				
<u>122</u>	<u>93</u>				

<u>123</u>	<u>93</u>				
<u>124</u>	<u>93</u>				
<u>125</u>	<u>93</u>				

別表第十八・別表第十九 (略)

別表第十八・別表第十九 (略)

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育
委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「昇格させた場合におけるその者の号給は、前二項の規定にか
かわらず、教育委員会の定める号給とする。」を「昇格させる場合において、前二
項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められると
きは、前二項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、その者の号
給を決定することができる。」に改める。

第二十一条第一項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ
額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の
別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第十七の二に
定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第二項中「で
きる」の下に「。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に
受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない」を加える。

別表第十七の次に次の四表を加える。

31	54	55	55	78
32	56	56	56	80
33	59	57	57	84
34	62	58	58	88
35	65	59	59	92
36	68	60	60	96
37	69	61	61	98
38	70	62	62	100
39	71	63	63	101
40	72	64	64	101
41	74	65	65	101
42	76	66	66	101
43	78	67	67	101
44	80	68	68	101
45	82	69	69	101
46	84	70	70	101
47	86	71	71	101
48	88	72	72	101
49	90	73	73	101
50	92	74	74	101
51	94	75	75	101
52	96	76	76	101
53	98	77	77	101
54	100	78	78	101
55	102	79	79	101
56	104	80	80	101
57	107	81	81	101
58	110	82	82	101
59	113	83	83	101
60	116	84	84	101
61	121	85	86	101
62	126	86	88	
63	131	87	90	
64	136	88	92	

別表第十七の二 降格時号給対応表（第二十一条関係）

イ 教育職給料表（1）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	21	25	25	41
2	22	26	26	42
3	23	27	27	43
4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	45	49	49	66
26	46	50	50	68
27	47	51	51	70
28	48	52	52	72
29	50	53	53	74
30	52	54	54	76

99	153	149	117	
100	153	149	117	
101	153	149	117	
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	149		
107	153	149		
108	153	149		
109	153	149		
110	153	149		
111	153	149		
112	153	149		
113	153	149		
114	153	149		
115	153	149		
116	153	149		
117	153	149		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			

65	141	89	93	
66	146	90	94	
67	151	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	111	
74	153	98	114	
75	153	99	117	
76	153	100	117	
77	153	101	117	
78	153	102	117	
79	153	103	117	
80	153	104	117	
81	153	106	117	
82	153	108	117	
83	153	110	117	
84	153	112	117	
85	153	114	117	
86	153	116	117	
87	153	118	117	
88	153	120	117	
89	153	125	117	
90	153	130	117	
91	153	135	117	
92	153	140	117	
93	153	143	117	
94	153	146	117	
95	153	149	117	
96	153	149	117	
97	153	149	117	
98	153	149	117	

□ 教育職給料表（２）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	11	39	11	59
4	12	40	12	60
5	13	41	13	61
6	14	42	14	62
7	15	43	15	63
8	16	44	16	64
9	17	45	17	65
10	18	46	18	66
11	19	47	19	67
12	20	48	20	68
13	21	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	96
24	32	60	32	100
25	33	61	33	105
26	34	62	34	110
27	35	63	35	115
28	36	64	36	117
29	37	65	37	117
30	38	66	38	117
31	39	67	39	117

133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

66	114	102	74	
67	121	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	
89	125	130	117	
90	125	134	117	
91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150	117	
95	125	153	117	
96	125	156	117	
97	125	158	117	
98	125	160	117	
99	125	161	117	

32	40	68	40	117
33	41	69	41	117
34	42	70	42	117
35	43	71	43	117
36	44	72	44	117
37	45	73	45	117
38	46	74	46	117
39	47	75	47	117
40	48	76	48	117
41	51	77	49	117
42	54	78	50	117
43	57	79	51	117
44	60	80	52	117
45	62	81	53	117
46	64	82	54	117
47	66	83	55	117
48	68	84	56	117
49	70	85	57	117
50	72	86	58	117
51	74	87	59	117
52	76	88	60	117
53	78	89	61	117
54	80	90	62	
55	82	91	63	
56	84	92	64	
57	85	93	65	
58	86	94	66	
59	87	95	67	
60	88	96	68	
61	91	97	69	
62	94	98	70	
63	97	99	71	
64	100	100	72	
65	107	101	73	

134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

100	125	161	117	
101	125	161	117	
102	125	161	117	
103	125	161	117	
104	125	161	117	
105	125	161	117	
106	125	161	117	
107	125	161	117	
108	125	161	117	
109	125	161	117	
110	125	161	117	
111	125	161	117	
112	125	161	117	
113	125	161	117	
114	125	161	117	
115	125	161	117	
116	125	161	117	
117	125	161	117	
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			

32	56	48	44	48
33	58	49	45	50
34	60	50	46	52
35	62	51	47	54
36	64	52	48	56
37	66	53	49	57
38	68	54	50	58
39	70	55	51	59
40	72	56	52	60
41	74	57	53	63
42	76	58	54	66
43	78	59	55	69
44	80	60	56	72
45	82	61	57	76
46	84	62	58	80
47	85	63	59	84
48	85	64	60	90
49	85	65	61	96
50	85	66	62	102
51	85	67	63	105
52	85	68	64	105
53	85	70	65	105
54	85	72	66	105
55	85	74	67	105
56	85	76	68	105
57	85	78	69	105
58	85	80	70	105
59	85	82	71	105
60	85	84	72	105
61	85	91	74	105
62	85	98	76	105
63	85	105	78	105
64	85	105	80	105
65	85	105	82	105

八 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	13	17
2	22	18	14	18
3	23	19	15	19
4	24	20	16	20
5	25	21	17	21
6	26	22	18	22
7	27	23	19	23
8	28	24	20	24
9	29	25	21	25
10	30	26	22	26
11	31	27	23	27
12	32	28	24	28
13	33	29	25	29
14	34	30	26	30
15	35	31	27	31
16	36	32	28	32
17	37	33	29	33
18	38	34	30	34
19	39	35	31	35
20	40	36	32	36
21	41	37	33	37
22	42	38	34	38
23	43	39	35	39
24	44	40	36	40
25	45	41	37	41
26	46	42	38	42
27	47	43	39	43
28	48	44	40	44
29	50	45	41	45
30	52	46	42	46
31	54	47	43	47

100	85	105	113	
101	85	105	113	
102	85	105	113	
103	85	105	113	
104	85	105	113	
105	85	105	113	
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

66	85	105	84	105
67	85	105	86	105
68	85	105	88	105
69	85	105	89	105
70	85	105	90	105
71	85	105	91	105
72	85	105	92	105
73	85	105	94	105
74	85	105	113	105
75	85	105	113	105
76	85	105	113	105
77	85	105	113	105
78	85	105	113	105
79	85	105	113	105
80	85	105	113	105
81	85	105	113	105
82	85	105	113	105
83	85	105	113	105
84	85	105	113	105
85	85	105	113	105
86	85	105	113	
87	85	105	113	
88	85	105	113	
89	85	105	113	
90	85	105	113	
91	85	105	113	
92	85	105	113	
93	85	105	113	
94	85	105	113	
95	85	105	113	
96	85	105	113	
97	85	105	113	
98	85	105	113	
99	85	105	113	

32	76	48	48	40	40
33	78	49	49	41	41
34	80	50	50	42	42
35	82	51	51	43	43
36	84	52	52	44	44
37	86	53	53	45	45
38	88	54	54	46	46
39	90	55	55	47	47
40	92	56	56	48	48
41	93	58	57	49	50
42	93	60	58	50	52
43	93	62	59	51	54
44	93	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66
50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93
58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93

二 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	17	17	9	9
2	34	18	18	10	10
3	35	19	19	11	11
4	36	20	20	12	12
5	37	21	21	13	13
6	38	22	22	14	14
7	39	23	23	15	15
8	40	24	24	16	16
9	41	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	59	41	41	33	33
26	62	42	42	34	34
27	65	43	43	35	35
28	68	44	44	36	36
29	70	45	45	37	37
30	72	46	46	38	38
31	74	47	47	39	39

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			

件 名

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、産業教育手当の支給に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の産業教育手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
60歳超職員に対する産業教育手当の取扱いを規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p data-bbox="241 218 663 245">産業教育手当の支給に関する規則</p> <p data-bbox="159 293 338 320">第一条 (略)</p> <p data-bbox="203 368 309 395">(支給額)</p> <p data-bbox="159 405 1093 1118">第二条 条例第十二条の八第一項の埼玉県教育委員会規則で定める額は、同条の規定により産業教育手当を支給される教育職員の職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項</u>の規定により採用された教育職員で<u>同法第二十二條の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員<u>及び育児休業法</u>第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p data-bbox="188 1128 367 1155">一～四 (略)</p> <p data-bbox="159 1165 286 1192">2 (略)</p> <p data-bbox="159 1240 506 1267">第三条・第三条の二 (略)</p> <p data-bbox="203 1315 338 1342">(支給方法)</p> <p data-bbox="159 1351 338 1378">第四条 (略)</p> <p data-bbox="188 1388 367 1415">一・二 (略)</p>	<p data-bbox="1227 218 1648 245">産業教育手当の支給に関する規則</p> <p data-bbox="1144 293 1323 320">第一条 (略)</p> <p data-bbox="1189 368 1294 395">(支給額)</p> <p data-bbox="1144 405 2078 1118">第二条 条例第十二条の八第一項の埼玉県教育委員会規則で定める額は、同条の規定により産業教育手当を支給される教育職員の職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項</u>の規定により採用された教育職員で<u>同法第二十八條の五第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員<u>及び同法</u>第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p data-bbox="1173 1128 1352 1155">一～四 (略)</p> <p data-bbox="1144 1165 1272 1192">2 (略)</p> <p data-bbox="1144 1240 1491 1267">第三条・第三条の二 (略)</p> <p data-bbox="1189 1315 1323 1342">(支給方法)</p> <p data-bbox="1144 1351 1323 1378">第四条 (略)</p> <p data-bbox="1173 1388 1352 1415">一・二 (略)</p>

三 勤務しなかつた場合（条例第十三条において職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤（当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て通勤しなかつた場合を除く。）

第五条 （略）

附 則
（施行期日）

1 （略）

（条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の産業教育手当の額）

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

三 勤務しなかつた場合（条例第十三条において職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤（当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て通勤しなかつた場合を除く。）

第五条 （略）

附 則

（略）

（新設）

規 則

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十四号)

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「及び同法」を「及び育児休業法」に改める。

第四条第三号中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の産業教育手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件 名

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の通勤手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の通勤手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第八条の二 条例第九条の五第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第十六条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))若しくは同条例第二十七条、<u>職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第三条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の教育委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の教育委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>第八条の三～第十二条の二 (略)</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第十二条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 法<u>第二十八条の六第一項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>第十二条の四～第十五条 (略)</p>	<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第八条 (略)</p> <p>(<u>再任用短時間勤務職員</u>等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第八条の二 条例第九条の五第二項第二号(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第十六条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))若しくは同条例第二十七条<u>又は職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の教育委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の教育委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。</p> <p>第八条の三～第十二条の二 (略)</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第十二条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 法<u>第二十八条の二第一項</u>の規定による退職その他の離職をすること。</p> <p>二～五 (略)</p> <p>第十二条の四～第十五条 (略)</p>

規 則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項」を「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項」に改める。

第十二条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件 名

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の定時制通信教育手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
60歳超職員に対する定時制通信教育手当の取扱いを規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>定時制通信教育手当の支給に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定時制通信教育手当の額)</p> <p>第二条 条例第十二条の七第一項の埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める額は、同項各号に規定する職を占めるものの職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び次条において「勤務時間条例」という。）</u>第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員<u>及び育児休業法</u>第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>定時制通信教育手当の支給に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定時制通信教育手当の額)</p> <p>第二条 条例第十二条の七第一項の埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める額は、同項各号に規定する職を占めるものの職務の級に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び次条において「勤務時間条例」という。）</u>第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員<u>及び同法</u>第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第五条 (略)</p>

一・二 (略)

三 勤務しなかつた場合(条例第十三条において職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。)第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤(当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。)

2 (略)

第六条・第七条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の定時制通信教育手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生

一・二 (略)

三 勤務しなかつた場合(条例第十三条において職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。)第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤(当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。)

2 (略)

第六条・第七条 (略)

附 則

(略)

(新設)

じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

規 則

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「及び同法」を「及び育児休業法」に改める。

第五条第一項第三号中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の時制通信教育手当の額）

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件 名

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤の職員又は法<u>第二十二</u>条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）その他埼玉県教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の定めるものに限る。）となつた者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 職員給与条例適用職員（職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。<u>以下「<u>県職員条例</u>」</u>という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ～ト (略)</p> <p>三 その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の職員又は<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第五条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。</p> <p>第五条の二 (略)</p>	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤の職員又は法<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）その他埼玉県教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の定めるものに限る。）となつた者</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 職員給与条例適用職員（職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）</p> <p>ハ～ト (略)</p> <p>三 その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の職員又は<u>再任用短時間勤務職員</u>、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第五条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>又は短時間勤務職員としての退職が二回以上ある者について前二条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。</p> <p>第五条の二 (略)</p>

(期末手当に係る在職期間)

第六条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

六 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

七 (略)

八 (略)

3 (略)

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、定年前再任用短時間勤務職員並びに短時間勤務職員を除く。）として在職した期間を除く。）を算入する。

一・二 (略)

2 (略)

第七条の二～第十一条 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十二条 (略)

2 (略)

一～十一 (略)

十二 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十三条 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員にあつては百分の二百以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、百分の二百四十以下）、定年前再任用短時間勤

(期末手当に係る在職期間)

第六条 (略)

2 (略)

一～五 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

3 (略)

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、再任用短時間勤務職員並びに短時間勤務職員を除く。）として在職した期間を除く。）を算入する。

一・二 (略)

2 (略)

第七条の二～第十一条 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十二条 (略)

2 (略)

一～十一 (略)

(新設)

第十三条 (略)

(勤勉手当の成績率)

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、再任用学校職員以外の学校職員にあつては百分の二百十以下（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下この条において「教育四級職員」という。）にあつては、百分の二百五十以下）、再任用学校職員にあつては百分の百

務学校職員にあつては百分の九十五以下（教育四級職員にあつては、百分の百十五以下）の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 （略）

別表 （略）

以下（教育四級職員にあつては、百分の百二十以下）の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 （略）

別表 （略）

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号口中「第十九号」の下に「。以下「県職員条例」という。」を加え、同条第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
第六条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第七条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条第二項に次の一号を加える。

十二 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十四条中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に、「百分の百以下」を「百分の九十五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を

いう。)で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三條、第五條及び第七條の規定を適用する。

3 暫定再任用学校職員(令和三年改正法附則第四條第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。)は、地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四條の規定を適用する。

件 名

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の管理職手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。
60歳超職員の管理職手当に関する取扱いを規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">学校職員の管理職手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第三条 前条に規定する職を占める学校職員のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>」という。）以外の学校職員に支給する管理職手当の額は、別表第一に掲げる職を占める学校職員に適用される給料表の別並びに当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る同表の区分欄に掲げる区分（以下「<u>当該職の区分</u>」という。）に応じ、別表第二の管理職手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下この項において「<u>育児休業法</u>」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び<u>育児休業法</u>第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この条において「<u>勤務時間条例</u>」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児休業法</u>第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>2 前条に規定する職を占める学校職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務学校職員</u>に支給する管理職手当の額は、別表第一に掲げる職を占める学校職員に適用される給料表の別並びに当該学校職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の管理職手当額欄に定める額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して<u>得た数を乗じて得た額</u>（その額に一円未</p>	<p style="text-align: center;">学校職員の管理職手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(支給額)</p> <p>第三条 前条に規定する職を占める学校職員のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。<u>次項において「法」という。</u>）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員</u>（以下「<u>再任用学校職員</u>」という。）以外の学校職員に支給する管理職手当の額は、別表第一に掲げる職を占める学校職員に適用される給料表の別並びに当該学校職員の属する職務の級及び当該職に係る同表の区分欄に掲げる区分（以下「<u>当該職の区分</u>」という。）に応じ、別表第二の管理職手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下この項において「<u>育児休業法</u>」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び<u>同法</u>第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員（<u>次項において「育児短時間勤務学校職員等」という。</u>）にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この条において「<u>勤務時間条例</u>」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「<u>算出率</u>」という。）を、<u>育児休業法</u>第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>2 前条に規定する職を占める学校職員のうち<u>再任用学校職員</u>に支給する管理職手当の額は、別表第一に掲げる職を占める学校職員に適用される給料表の別並びに当該学校職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第三の管理職手当額欄に定める額（<u>法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員</u>にあつてはその額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一</p>

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(支給方法)

第四条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（条例第十三条において職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤（当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、支給しない。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、管理職手当に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(支給方法)

第四条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（条例第十三条において職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤（当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、支給しない。

(補足)

第五条 この規則中、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めることとされている事項については、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の管理職手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(略)

(新設)

規 則

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。次項において「法」という。」を削り、「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「採用された学校職員」の下に「で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「同法」を「育児休業法」に改め、「(次項において「育児短時間勤務学校職員等」という。)(及び」(以下「算出率」という。)(「を削り、同条第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員にあつてはその額」を削り、「得た数を、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、「得た数を乗じて得た額」に改める。

第四条中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

第五条を次のように改める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、管理職手当に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の管理職手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用学校職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。)(附則第四条第一項若

しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。）を除いた学校職員に対する改正後の第三条の規定の適用については、同条第一項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条第二項の規定を適用する。

件 名

学校職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の給与等の支給に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の給与等の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。
高齢者部分休業制度に関する規定を整備する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">学校職員の給料等の支給に関する規則</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(時間外勤務手当の支給)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 職員が勤務時間条例第九条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「勤務時間条例第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。</p> <p>第九条～第十三条 (略)</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十四条 条例第十一条の二において準用する県職員条例第十八条第二項の教育委員会規則で定める時間は、四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に定める休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に七時間四十五分（<u>法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつては勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を</u>それぞれ五で除して得た時間）を乗じて得た時間とする。</p>	<p style="text-align: center;">学校職員の給料等の支給に関する規則</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(時間外勤務手当の支給)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 <u>学校職員</u>が勤務時間条例第九条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるのは「勤務時間条例第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。</p> <p>第九条～第十三条 (略)</p> <p>(勤務一時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第十四条 条例第十一条の二において準用する県職員条例第十八条第二項の教育委員会規則で定める時間は、四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（同法に定める休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に七時間四十五分（<u>法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつては勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を</u>それぞれ五で除して得た時間）を乗じて得た時間とする。</p>

2 条例第十一条の二において準用する県職員条例第十八条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、条例等の規定によつて給料を減じて支給する場合であつても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。

第十五条 （略）

2 条例第十一条の二において準用する県職員条例第十八条及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、条例等の規定によつて給料を減じて支給する場合であつても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。

第十五条 （略）

規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「学校職員」を「職員」に改める。

第十四条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、同条第二項中「及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四条第一項の規定を適用する。

件 名

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、技能職員においても、高齢者部分休業の取得を可能とするため、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。

概 要

- 1 現行の規則の内容
技能職員の給与、勤務時間及び勤務条件等について基本的事項を定めたもの
- 2 改正の内容
高齢者部分休業制度に関する規定を整備する。

3 施行期日
令和5年4月1日

改正案	現行
<p>技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p><u>(高齢者部分休業)</u></p> <p><u>第五条 技能職員の高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。）については、同項の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>第六条～第九条 (略)</p>	<p>技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第五条～第八条 (略)</p>

規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

（高齢者部分休業）

第五条 技能職員の高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。）については、同項の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件名

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の住居手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概要

- 1 現行規則の内容
学校職員の住居手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
- 3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">学校職員の住居手当に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第九条の六第一項第二号の教育委員会規則で定める学校職員は、学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。）第六条第二項に該当する学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。</u>）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した学校職員又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定による休職から復職した学校職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（市町村が設置する公舎並びに前条に規定する教職員住宅、公舎、職員住宅、職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>第五条～第十一条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">学校職員の住居手当に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第九条の六第一項第二号の教育委員会規則で定める学校職員は、学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。）第六条第二項に該当する学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員を除く。</u>）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した学校職員又は職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の規定による休職から復職した学校職員にあつては当該復帰又は復職）の直前の住居であつた住宅（市町村が設置する公舎並びに前条に規定する教職員住宅、公舎、職員住宅、職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。</p> <p>第五条～第十一条 (略)</p>

規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」に改め、「採用された学校職員」の下に「で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件 名

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

学校職員の義務教育等教員特別手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。

再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。

60歳超職員の義務教育等教員特別手当に関する取扱いを規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された教育職員で法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）</u>にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この条において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>一 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員で教育職給料表(二)の適用を受けるもの（次号及び第三号に掲げる教育職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額</p> <p>二～八 (略)</p>	<p style="text-align: center;">義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>にあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この条において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>一 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員で教育職給料表(二)の適用を受けるもの（次号及び第三号に掲げる教育職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、<u>法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員</u>であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額</p> <p>二～八 (略)</p>

第四条 (略)

附 則
(施行期日)

1 (略)

(条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第三号までの規定中「別表第一に掲げる額」とあるのは「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同条第四号から第八号までの規定中「別表第二に掲げる額」とあるのは「別表第二に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一 (第三条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給						
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	(略)		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四条 (略)

附 則

(略)

(新設)

別表第一 (第三条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給						
再任用教育職員以外の教育職員	(略)		円	円	円	円	円
再任用教育職員			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第三条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級					
	号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務教育職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第三条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級					
	号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
再任用教育職員以外の教育職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用教育職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八條の五第一項」を「法第二十二條の四第一項」に改め、「短時間勤務の職を占めるもの」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）」を加え、「及び同法」を「及び育児休業法」に改め、同条第一号中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当の額）

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第三号までの規定中「別表第一に掲げる額」とあるのは「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同条第四号から第八号までの規定中「別表第二に掲げる額」とあるのは「別表第二に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一及び別表第二中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項

若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員をいう。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条の規定を適用する。

件 名

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
教育職員の給料の調整額の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。
60歳超職員の給料の調整額に関する取扱いを規定する。

定年前再任用短時間勤務教育職員に関する調整基本額を新たに規定する。

《教育職給料表 》

級	定年前再任用 短時間勤務 教育職員 以外	定年前再任用 短時間勤務 教育職員 (新設)
1級	9,000円	7,000円
2級	11,100円	8,200円
特2級	11,500円	9,100円
3級	12,200円	9,900円
4級	13,100円	12,500円

《教育職給料表 》

級	定年前再任用 短時間勤務 教育職員 以外	定年前再任用 短時間勤務 教育職員 (新設)
1級	8,400円	6,800円
2級	11,000円	8,100円
特2級	11,300円	8,900円

改正前の再任用教育以外の教育職員と再任用教育職員の調整基本額は同額

- 3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>教育職員の給料の調整額に関する規則</p> <p><u>(支給職及び支給額)</u></p> <p><u>第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第七条の規定により給料の調整を行う職を占める教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>一 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u></p>	<p>教育職員の給料の調整額に関する規則</p> <p><u>学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第七条の規定により給料の調整を行う職の給料の調整額は、同条に規定する職を占めるものに適用される給料表及び職務の級に応じて別表に掲げる調整基本額（その額が給料月額（給与条例別表第一の備考2又は別表第二の備考2の規定を適用しない額をいう。以下同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に一を乗じて得た額（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八條第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この号及び次号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一又は別表第二の備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。前項各号に掲げる教育職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）とする。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額。）とする。

一 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲げる額

二 前項第一号に掲げる教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額
(端数計算)

第二条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これら規定の額とする。

附 則
(施行期日)

1 (略)

(新設)

(新設)

附 則

(略)

(給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額)

2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一（第一条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表（1）	1級	9,000円
	2級	11,100円
	特2級	11,500円
	3級	12,200円
	4級	13,100円
教育職給料表（2）	1級	8,400円
	2級	11,000円
	特2級	11,300円

別表第二（第一条関係）

<u>給料表</u>	<u>職務の級</u>	<u>調整基本額</u>
<u>教育職給料表（1）</u>	<u>1級</u>	<u>7,000円</u>
	<u>2級</u>	<u>8,200円</u>
	<u>特2級</u>	<u>9,100円</u>
	<u>3級</u>	<u>10,200円</u>
	<u>4級</u>	<u>12,500円</u>
<u>教育職給料表（2）</u>	<u>1級</u>	<u>6,800円</u>
	<u>2級</u>	<u>8,100円</u>
	<u>特2級</u>	<u>8,900円</u>

(新設)

別表

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表（1）	1級	9,000円
	2級	11,100円
	特2級	11,500円
	3級	12,200円
	4級	13,100円
教育職給料表（2）	1級	8,400円
	2級	11,000円
	特2級	11,300円

(新設)

規 則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（支給職及び支給額）

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第七条の規定により給料の調整を行う職を占める教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この号及び次号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一又は別表第二の備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。前項各号に掲げる教育職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）とする。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額。）とする。

一 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲げる額

二 前項第一号に掲げる教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

(端数計算)

第二条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これら規定の額とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額)

2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第一条関係)

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表(1)	1級	7,000円
	2級	8,200円
	特2級	9,100円
	3級	10,200円
	4級	12,500円
教育職給料表(2)	1級	6,800円
	2級	8,100円
	特2級	8,900円

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 暫定再任用教育職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用教育職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務教育職員」という。）を除いた教育職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）とみなして、改正後の第一条第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の第一条第二項及び第三項の規定を適用する。

第三条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第七条の規定により給与の調整を行う職（次項において「給与の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定により採用された教育職員（次項において「特定暫定再任用教育職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である教育職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第一条及び前条の規定による給与の調整額のほか、その差額に相当する額に一を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に改正後の第一条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる教育職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額。その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を給与の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給与の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員（施行日前に令和三年改正法による改正前の法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。）であつた教育職員であつて、施行日において引き続き給与の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員となり、かつ、施

行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員（第三号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用教育職員（次号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になったとした場合に学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十八号）の規定による改正前の給与条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用教育職員（給料の調整額適用職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める教育職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合）にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 教育職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用教育職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用教育職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

件 名

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の単身赴任手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の単身赴任手当に関する規則</p> <p>第一条～第五条 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「法」という。）<u>第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）</u>をされたこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>第七条～第十三条 (略)</p>	<p>学校職員の単身赴任手当に関する規則</p> <p>第一条～第五条 (略)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「法」という。）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定による採用（法第二十八條の二第一項の規定により退職した日（法第二十八條の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）</u>をされたこと。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>第七条～第十三条 (略)</p>

規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、改正後の第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが改正後の第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第九条の七第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める学校職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和三年改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第二十八条の二第一項の規定により退職した日（旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一

項若しくは第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（令和三年改正法の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第二十八条の六第一項の規定により退職した日（新法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新法第二十二条の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員に対する改正後の第六条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）とする。

4 この規則の施行の日の前に、改正前の第六条第二項第一号イに該当する採用をされた学校職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

件 名

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。

60歳超職員の管理職員特別勤務手当に関する取扱いを規定する。

定年前再任用短時間勤務学校職員に関する手当額を新たに規定する。

《手当額》

区分 (2)	定年前再任用 短時間勤務 学校職員 以外	定年前再任用 短時間勤務 学校職員 (新設)
1種	8,000円	7,000円
2種	6,000円	5,000円
3種・4種	4,000円	3,000円

- 1 改正前の再任用学校職員以外の学校職員と再任用学校職員の手当額は同額
- 2 管理職手当における手当額の区分と同様
 - 1種 ... 伊奈学園の校長
 - 2種 ... 伊奈学園以外の校長、伊奈学園の副校長
 - 3種 ... 大宮中央高校の副校長
 - 4種 ... 伊奈学園・大宮中央高校以外の副校長、教頭

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 <u>次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員</u> 次に掲げる<u>当該指定管理職員</u>の占める職に係る学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号。以下「<u>管理職手当規則</u>」という。)別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次条第一項第二号において同じ。)</u>である<u>指定管理職員</u> 次に掲げる<u>当該指定管理職員</u>の占める職に係る<u>管理職手当規則別表第一に掲げる区分</u>に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ <u>一種 七千円</u></p> <p>ロ <u>二種 五千円</u></p> <p>ハ <u>三種及び四種 三千円</u></p> <p>三 (略)</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二条 条例第十一条の三第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>指定管理職員</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 <u>次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員</u> 次に掲げる<u>当該指定管理職員</u>の占める職に係る<u>管理職手当規則別表第一に掲げる区分</u>に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ <u>一種 四千円</u></p> <p>ロ <u>二種 三千円</u></p> <p>ハ <u>三種及び四種 二千円</u></p> <p>二 <u>定年前再任用短時間勤務学校職員である指定管理職員</u> 次に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 <u>指定管理職員</u> 次に掲げる<u>当該学校職員</u>の占める職に係る学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号)別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 (略)</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二条 条例第十一条の三第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>当該指定管理職員</u>の占める職に係る<u>学校職員の管理職手当に関する規則別表第一に掲げる区分</u>に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 <u>一種 四千円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 <u>二種 三千円</u></p>

当該指定管理職員の占める管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 三千五百円

ロ 二種 二千五百円

ハ 三種及び四種 千五百円

(削る)

2 (略)

第三条～第五条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(条例附則第八項の規定を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第八項の規定を受ける学校職員に対する第一条第一項及び第二条第一項の規定の適用については、当分の間、第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(新設)

(新設)

(新設)

三 三種及び四種 二千円

2 (略)

第三条～第五条 (略)

附 則

(略)

(新設)

規 則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「指定管理職員」を「次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員」に、「当該学校職員」を「当該指定管理職員」に改め、「第八号」の下に「。以下「管理職手当規則」という。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次条第一項第二号において同じ。）である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 七千円

ロ 二種 五千円

ハ 三種及び四種 三千円

第二条第一項中「当該指定管理職員の占める職に係る学校職員の管理職手当に関する規則別表第一に掲げる」を「指定管理職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 四千円

ロ 二種 三千円

ハ 三種及び四種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 三千五百円

ロ 二種 二千五百円

ハ 三種及び四種 千五百円

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

- (条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額)
- 2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第一条第一項及び第二条第一項の規定の適用については、当分の間、第一条第一項第一号及び第二号第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用学校職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。)(附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。))は、定年前再任用短時間勤務学校職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。))とみなして、改正後の第一条第一項及び第二条第一項の規定を適用する。

件 名

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の特殊勤務手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。
60歳超職員の特殊勤務手当に関する取扱いを規定する。

3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p>第一条～第六条 (略)</p> <p>(夜間学級担当手当)</p> <p>第七条 条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、同項に規定する職を占める学校職員の職務の級に応じて、次の各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) <u>第二十二條の四第一項</u>又は<u>第二十二條の五第一項</u>の規定により採用された学校職員で同法<u>第二十二條の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び第三項において「勤務時間条例」という。))第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。))第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第八条・第九条 (略)</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p>	<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p>第一条～第六条 (略)</p> <p>(夜間学級担当手当)</p> <p>第七条 条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、同項に規定する職を占める学校職員の職務の級に応じて、次の各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) <u>第二十八條の四第一項</u>、<u>第二十八條の五第一項</u>又は<u>第二十八條の六第一項</u>若しくは<u>第二項</u>の規定により採用された学校職員で同法<u>第二十八條の五第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び第三項において「勤務時間条例」という。))第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。))第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第八条・第九条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p>

(実習等指導手当に関する経過措置)

2 (略)

(学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定を受ける学校職員の夜間学級担当手当の額)

3 学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定を受ける学校職員に対する第七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表 (略)

2 (略)

(新設)

別表 (略)

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（実習等指導手当に関する経過措置）」を付し、附則に次の一項を加える。

（学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の夜間学級担当手当の額）

3 学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件 名

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の地域手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行規則の内容
学校職員の地域手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正の内容
高齢者部分休業制度に関する規定を整備する。
- 3 施行期日等
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の地域手当に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(端数計算)</p> <p>第四条 条例第九条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第十一条の二において準用する職員の給与に関する条例 <u>(昭和二十七年埼玉県条例第十九号) 第十八条、条例第十二条の二第四項及び第五項、条例第十二条の五第三項、職員の修学部分休業に関する条例 (平成二十三年埼玉県条例第九号) 第三条第一項並びに職員の高齢者部分休業に関する条例 (令和四年埼玉県条例第三十号) 第三条第一項</u>に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>学校職員の地域手当に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(端数計算)</p> <p>第四条 条例第九条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第十一条の二において準用する職員の給与に関する条例第十八条、条例第十二条の二第四項及び第五項、条例第十二条の五第三項並びに職員 <u>の修学部分休業に関する条例 (平成二十三年埼玉県条例第九号) 第三条第一項</u>に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。</p> <p>第五条 (略)</p>

規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)」を加え、「並びに職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項」を、「職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項並びに職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件 名

学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則を別紙のとおり制定したいので、審議願います。

概 要

1 規則の内容

学校職員の給与に関する条例附則第10項に基づく調整額（ ）を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員の取扱いを定めるもの
役職定年となった学校職員に対し、降任後の給料月額と降任前の給料月額の7割との差額を調整額として支給するもの

2 施行期日等
令和5年4月1日

規 則

学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下「定年条例」という。）第六条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- 三 特例任用後降任等学校職員 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であって、給与条例附則第十項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第一項特例任用学校職員（法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。）又は第三項特例任用学校職員（同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。）であった学校職員をいう。
- 四 特定日 給与条例附則第八項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「初任給規則」という。）第二条第二号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 給与条例第五条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第十二から別表第十五までに定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 上限額 給与条例第六条第二項の規定により学校職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年

法律第百十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている学校職員にあっては、当該給料月額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第三條第二項の規定により定められた当該学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

九 その者の号給等 当該学校職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第十項の教育委員会規則で定める学校職員)

第三條 給与条例附則第十項の教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員(特例任用後降任等学校職員を除く。)のうち、次に掲げる学校職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした学校職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格をした学校職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務をした学校職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務を終了した学校職員を除く。)

ニ 異動日以後に埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得てその号給を決定された学校職員

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた学校職員

(他の職への降任等をされた学校職員に対する給与条例附則第十二項の規定による給料の支給)

第四條 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員(特例任用後降任等学校職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一及び別表第二にあっては備考2、給与条例別表第三及び別表第四にあっては備考の規定(以下「給料表の備考」という。))を適用しないものとし、特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる学校職員になつたものとし

た場合に特定日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、第三号イに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員（第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる学校職員となつた日以後、備考適用前第四条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした学校職員（第四号に掲げる学校職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした学校職員（第四号に掲げる学校職員を除く。） 異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。） 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員 教育委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第四条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて、同項第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるものとし、当該学校職員について適用される備考適用前第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員（前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する。

（特任用後降任等学校職員に対する給与条例附則第十二項の規定による給料の支給）

第五条 特任用後降任等学校職員であつて、仮定異動期間末日（法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、異動日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額。）に百

分の七十を乗じて得た額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「備考適用前五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する学校職員を除く。）には、異動日以後、備考適用前五条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前五条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額」（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等学校職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、異動日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる学校職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、第三号イに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする。以下この条において「備考適用前第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員（第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる学校職員となつた日以後、備考適用前第六条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて

支給するものとする。)

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。)(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が二回以上あった場合)あつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(学校職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)(をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。)(異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格を二回以上した場合)あつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のそ

の者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員 教育委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第六条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて、同項第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるものとし、当該学校職員について適用される備考適用前第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員（前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした学校職員に対する給与条例附則第十三項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした学校職員（第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員を除く。第四項において同じ。）であつ

て、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特定日に給与条則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、特定日以後、備考適用前第七条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第七条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される備考適用前第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした学校職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条則第八項の規定の適用を受ける学校職員であって、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条則附則第十三項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動をした学校職員
- 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした学校職員
- 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員（降任等相

当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。)

四 降任等相当転任日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

- 第八条 第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)(のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前転任日給料月額」という。)(が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額)(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)(に百分の七十を乗じて得た額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第八条基礎給料月額」という。)(に達しないこととなる学校職員には、降任等相当転任日以後、備考適用前第八条基礎給料月額と備考適用前転任日給料月額との差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)(を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する(差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。)(。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第八条基礎給料月額と備考適用前転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)(と当該学校職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)(との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される備考適用前第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月

額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特任用学校職員又は第三項特任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（学校職員の同意を得て行うものを除く。）をした学校職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員

四 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

（特任用期間降格等学校職員に対する給与条例附則第十三項の規定による給料の支給）

第九条 特任用期間降格等学校職員（第三項特任用学校職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（学校職員の同意を得て行うものに限る。）をされた学校職員又は給料表異動により当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となつた学校職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特任用期間降格等学校職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、特任用期間降格等学校職員となつた日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、備考適用前第九条基礎給料月額と備考適用前降格等相当日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給

与条例附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした学校職員 特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日に特例任用期間降格等学校職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける学校職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第九条基礎給料月額と備考適用前降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される備考適用前第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等学校職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等学校職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受け

る学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等学校職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第一号に規定する昇格をした学校職員

二 特例任用期間降格等学校職員となつた日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした学校職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等学校職員となつた日までの間に降格（学校職員の同意を得て行うものを除く。）をした学校職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員

五 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

（人事交流等学校職員に対する給与条例附則第十三項の規定による給料の支給）

第十条 初任給規則第十五条第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された学校職員（以下この条において「人事交流等学校職員」という。）のうち人事交流等学校職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に学校職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等学校職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、人事交流等学校職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に学校職員であつたものとして給与条例附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に学校職員となつたものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する

額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、人事交流等学校職員となつた日（特定日前に人事交流等学校職員となつた場合にあつては特定日）以後、備考適用前第十条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第十条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等学校職員となつた日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等学校職員について適用される備考適用前第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等学校職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等学校職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第十五条第一項各号に掲げる者となり引き続き人事交流等学校職員となつた学校職員及びこれに準ずる学校職員

二 人事交流等学校職員となつた日後に給料表異動等をした学校職員

三 人事交流等学校職員となつた日から特定日までの間に降格をした学校職員

四 人事交流等学校職員となつた日（特定日前に人事交流等学校職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした学校職員

五 人事交流等学校職員となつた日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決

定された学校職員

(この規則により難い場合の措置)

第十一条 給与条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の学校職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、教育委員会は、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

件 名

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行の訓令の内容

県教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)に勤務する職員の勤務時間について必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、参照条文を修正する。

地方公務員法の一部改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

3 施行期日
令和5年4月1日

改正案	現行
<p style="text-align: center;">教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>(勤務時間の割振り及び休憩時間)</p> <p>第一条 埼玉県教育委員会の任命にかかる県教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「<u>育児休業法</u>」という。)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)を除く。第二條第五項を除き、以下同じ。)の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、午後零時から一時間は休憩時間とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>(勤務時間の割振り等の特例)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、業務の実情に応じ所属長が定める。ただし、条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振り及び同條第一項ただし書の規定により設ける週休日(同條第三項の規定により勤務時間を割り振る<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に係るものに限る。)は、この項本文の規定により定める勤務時間の割振り及び週休日に加えて、当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の申告を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の週休日の振替を行う場合における当該育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間についての条例第二條第二項から第四項まで</p>	<p style="text-align: center;">教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>(勤務時間の割振り及び休憩時間)</p> <p>第一条 埼玉県教育委員会の任命にかかる県教育局及び県立教育機関(県立学校を除く。)の職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、<u>第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項</u>の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「<u>育児休業法</u>」という。)第十八條第一項の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)を除く。第二條第五項を除き、以下同じ。)の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、午後零時から一時間は休憩時間とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>(勤務時間の割振り等の特例)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、業務の実情に応じ所属長が定める。ただし、条例第三條第三項の規定による勤務時間の割振り及び同條第一項ただし書の規定により設ける週休日(同條第三項の規定により勤務時間を割り振る<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員に係るものに限る。)は、この項本文の規定により定める勤務時間の割振り及び週休日に加えて、当該<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の申告を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の週休日の振替を行う場合における当該育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間についての条例第二條第二項から第四項までの規定のいずれか</p>

改正案	現行
<p>の規定のいずれかにより定められた時間とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第二条の二・第三条 (略)</p>	<p>により定められた時間とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第二条の二・第三条 (略)</p>

訓 令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の教育局等の職員の勤務時間に関する規程（以下この項において「新規程」という。）第一条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

件 名

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令について

提案理由

職員の定年引上げに関して学校職員の給与に関する条例等が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するため、技能職員の給与等に関する規程等の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行訓令の内容
技能職員の給料及び諸手当に関し、必要な事項を定めるもの
- 2 改正する訓令
技能職員の給与等に関する規程
技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

3 改正の内容

地方公務員法の改正に伴う条ずれを整理する。

再任用制度の改正に伴い文言を整理するとともに経過措置について規定する。

定年引上げに伴い、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を7割とする。

その他、定年引上げに伴う規定を整備する。

4 施行期日等

令和5年4月1日

改 正 案	現 行
<p>技能職員の給与等に関する規程</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに技能職員となつた者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、<u>当該技能職員の種類及び職並びに学歴免許に応じて初任給基準表(別表第三)に掲げる号給とする。</u></p> <p>4 技能職員を昇格させた場合における<u>当該技能職員の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第四)の昇格後の号給欄に定める号給とする。</u></p> <p>5 <u>技能職員を降格させた場合における当該技能職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第五)の降格後の号給欄に定める号給とする。</u></p> <p>6 <u>地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された技能職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第二條第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則(昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号)第三條第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で、同規則第三條第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第三條第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>技能職員の給与等に関する規程</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新たに技能職員となつた者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、<u>その者の職員の種類及び職並びに学歴免許に応じて初任給基準表(別表第三)に掲げる号給とする。</u></p> <p>4 技能職員を昇格させた場合における<u>その者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第四)の昇格後の号給欄に定める号給とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 <u>地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された技能職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、第二條第一項の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>

(削る)

第五条～第八条の三 (略)

(高齢者部分休業をする者の給与等)

第八条の四 技能職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与及び退職手当については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条及び第四条の例による。

2 退職手当の調整額に係る基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算については、職員の退職手当に関する規則（平成二十五年埼玉県規則第五十四号）第六条の例による。

(自己啓発等休業をする者の給与)

第八条の五 技能職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業をする者の給与)

第八条の六 技能職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第九条～第十条 (略)

第四条の二 再任用職員で地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給料月額は、前条第五項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）が適用される者にあつては同条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）が適用される者にあつては同条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条～第八条の三 (略)

(新設)

(自己啓発等休業をする者の給与)

第八条の四 技能職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業をする者の給与)

第八条の五 技能職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第九条～第十条 (略)

別表第一（第二条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	(略)	(略) 円				
		基 準 給料月額				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 (略)

別表第二～別表第四 (略)

別表第五（第四条関係）

降格時号給対応表

降格した日 の前日に受 けていた号 給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
<u>1</u>	<u>37</u>	<u>9</u>	<u>29</u>	<u>17</u>
<u>2</u>	<u>38</u>	<u>10</u>	<u>30</u>	<u>18</u>
<u>3</u>	<u>39</u>	<u>11</u>	<u>31</u>	<u>19</u>
<u>4</u>	<u>40</u>	<u>12</u>	<u>32</u>	<u>20</u>
<u>5</u>	<u>41</u>	<u>13</u>	<u>33</u>	<u>21</u>

別表第一（第二条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	(略)	(略) 円				
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 (略)

別表第二～別表第四 (略)

(新設)

<u>6</u>	<u>42</u>	<u>14</u>	<u>34</u>	<u>22</u>
<u>7</u>	<u>43</u>	<u>15</u>	<u>35</u>	<u>23</u>
<u>8</u>	<u>44</u>	<u>16</u>	<u>36</u>	<u>24</u>
<u>9</u>	<u>45</u>	<u>17</u>	<u>37</u>	<u>25</u>
<u>10</u>	<u>46</u>	<u>18</u>	<u>38</u>	<u>26</u>
<u>11</u>	<u>47</u>	<u>19</u>	<u>39</u>	<u>27</u>
<u>12</u>	<u>48</u>	<u>20</u>	<u>40</u>	<u>28</u>
<u>13</u>	<u>49</u>	<u>21</u>	<u>41</u>	<u>30</u>
<u>14</u>	<u>50</u>	<u>22</u>	<u>42</u>	<u>32</u>
<u>15</u>	<u>51</u>	<u>23</u>	<u>43</u>	<u>34</u>
<u>16</u>	<u>52</u>	<u>24</u>	<u>44</u>	<u>36</u>
<u>17</u>	<u>53</u>	<u>25</u>	<u>45</u>	<u>38</u>
<u>18</u>	<u>54</u>	<u>26</u>	<u>46</u>	<u>40</u>
<u>19</u>	<u>55</u>	<u>27</u>	<u>47</u>	<u>42</u>
<u>20</u>	<u>56</u>	<u>28</u>	<u>48</u>	<u>44</u>
<u>21</u>	<u>57</u>	<u>30</u>	<u>49</u>	<u>45</u>
<u>22</u>	<u>58</u>	<u>32</u>	<u>50</u>	<u>46</u>
<u>23</u>	<u>59</u>	<u>34</u>	<u>51</u>	<u>47</u>
<u>24</u>	<u>60</u>	<u>36</u>	<u>52</u>	<u>48</u>
<u>25</u>	<u>61</u>	<u>37</u>	<u>53</u>	<u>51</u>
<u>26</u>	<u>62</u>	<u>38</u>	<u>54</u>	<u>54</u>
<u>27</u>	<u>63</u>	<u>39</u>	<u>55</u>	<u>57</u>
<u>28</u>	<u>64</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	<u>60</u>
<u>29</u>	<u>65</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	<u>62</u>
<u>30</u>	<u>66</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	<u>64</u>
<u>31</u>	<u>67</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	<u>66</u>
<u>32</u>	<u>68</u>	<u>44</u>	<u>60</u>	<u>68</u>
<u>33</u>	<u>69</u>	<u>45</u>	<u>61</u>	<u>71</u>
<u>34</u>	<u>70</u>	<u>46</u>	<u>62</u>	<u>74</u>

<u>35</u>	<u>71</u>	<u>47</u>	<u>63</u>	<u>77</u>
<u>36</u>	<u>72</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>80</u>
<u>37</u>	<u>73</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>87</u>
<u>38</u>	<u>74</u>	<u>50</u>	<u>66</u>	<u>94</u>
<u>39</u>	<u>75</u>	<u>51</u>	<u>67</u>	<u>101</u>
<u>40</u>	<u>76</u>	<u>52</u>	<u>68</u>	<u>101</u>
<u>41</u>	<u>77</u>	<u>54</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
<u>42</u>	<u>78</u>	<u>56</u>	<u>70</u>	<u>101</u>
<u>43</u>	<u>79</u>	<u>58</u>	<u>71</u>	<u>101</u>
<u>44</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	<u>72</u>	<u>101</u>
<u>45</u>	<u>82</u>	<u>61</u>	<u>73</u>	<u>101</u>
<u>46</u>	<u>84</u>	<u>62</u>	<u>74</u>	<u>101</u>
<u>47</u>	<u>86</u>	<u>63</u>	<u>75</u>	<u>101</u>
<u>48</u>	<u>88</u>	<u>64</u>	<u>76</u>	<u>101</u>
<u>49</u>	<u>90</u>	<u>65</u>	<u>77</u>	<u>101</u>
<u>50</u>	<u>92</u>	<u>66</u>	<u>78</u>	<u>101</u>
<u>51</u>	<u>94</u>	<u>67</u>	<u>79</u>	<u>101</u>
<u>52</u>	<u>96</u>	<u>68</u>	<u>80</u>	<u>101</u>
<u>53</u>	<u>98</u>	<u>71</u>	<u>81</u>	<u>101</u>
<u>54</u>	<u>100</u>	<u>74</u>	<u>82</u>	<u>101</u>
<u>55</u>	<u>102</u>	<u>77</u>	<u>83</u>	<u>101</u>
<u>56</u>	<u>107</u>	<u>80</u>	<u>84</u>	<u>101</u>
<u>57</u>	<u>112</u>	<u>82</u>	<u>85</u>	<u>101</u>
<u>58</u>	<u>117</u>	<u>84</u>	<u>86</u>	<u>101</u>
<u>59</u>	<u>121</u>	<u>86</u>	<u>87</u>	<u>101</u>
<u>60</u>	<u>121</u>	<u>88</u>	<u>88</u>	<u>101</u>
<u>61</u>	<u>121</u>	<u>91</u>	<u>90</u>	<u>101</u>
<u>62</u>	<u>121</u>	<u>94</u>	<u>92</u>	<u>101</u>
<u>63</u>	<u>121</u>	<u>97</u>	<u>94</u>	<u>101</u>

<u>64</u>	<u>121</u>	<u>100</u>	<u>96</u>	<u>101</u>
<u>65</u>	<u>121</u>	<u>105</u>	<u>98</u>	<u>101</u>
<u>66</u>	<u>121</u>	<u>110</u>	<u>100</u>	<u>101</u>
<u>67</u>	<u>121</u>	<u>115</u>	<u>102</u>	<u>101</u>
<u>68</u>	<u>121</u>	<u>121</u>	<u>104</u>	<u>101</u>
<u>69</u>	<u>121</u>	<u>127</u>	<u>105</u>	<u>101</u>
<u>70</u>	<u>121</u>	<u>133</u>	<u>106</u>	
<u>71</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>107</u>	
<u>72</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>108</u>	
<u>73</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>110</u>	
<u>74</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>112</u>	
<u>75</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>114</u>	
<u>76</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>77</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>78</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>79</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>80</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>81</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>82</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>83</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>84</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>85</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>86</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>87</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>88</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>89</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>90</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>91</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>92</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	

<u>93</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>94</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>95</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>96</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>97</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>98</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>99</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>100</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>101</u>	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
<u>102</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>103</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>104</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>105</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>106</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>107</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>108</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>109</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>110</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>111</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>112</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>113</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>114</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>115</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>116</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>117</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>118</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>119</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>120</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>121</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		

<u>122</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>123</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>124</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>125</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>126</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>127</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>128</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>129</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>130</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>131</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>132</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>133</u>	<u>121</u>	<u>137</u>		
<u>134</u>	<u>121</u>			
<u>135</u>	<u>121</u>			
<u>136</u>	<u>121</u>			
<u>137</u>	<u>121</u>			

別表第六（第五条関係）（略）

附 則
1・2（略）
（削る）

別表第五（第五条関係）（略）

附 則
1・2（略）
（寒冷地手当に関する経過措置）
3 技能職員のうち昭和四十三年八月三十一日に埼玉県教育委員会の任命に係る職員として在職し、かつ、寒冷地に在勤する技能職員が引き続き寒冷地に在勤する場合において、第五条の規定により一般職員の例により支給される寒冷地手当の額が基準日において技能職員の受ける職務の等級の号給に対応する昭和四十四年四月一日における給料表（別表第一）に定める額（当該技能職員が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受取る場合にあつては、一般職員の例により定められた額。暫定手当定額表（附則別表）に定める額について同じ。）、暫定手当定額表（附則別表）に定める額の五分の一に相当する額及び千百円の合計額に百分の二十を乗じて得た額に達しないこととなるときは、当該額を寒冷地手

(給料に関する経過措置)

3 当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が六十歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員にあつては六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第四条第一項、第三項及び第四項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。

一 臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び非常勤の技能職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している技能職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除く。）

(退職手当に関する経過措置)

5 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第三十四項、第三十五項及び第三十八項の規定の適用については、同条例附則第三十四項及び第三十五項中「六十歳」とあるのは「六十三歳」とし、同条例附則第三十八項中「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」とあるのは「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員

当の額とみなして支給する。

(新設)

(新設)

(新設)

にあつては六十三歳とする。）」とする。

6 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する規則附則第二項から第五項までの規定の適用については、同規則附則第二項の表中「六十歳」とあるのは「六十三歳」と、同規則附則第三項中「前項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）附則第六項において読み替えられた前項の表」と、同規則附則第四項及び第五項中「附則第二項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程附則第六項において読み替えられた附則第二項の表」とする。

(新設)

改正案	現 行
<p>技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>7 附則第四項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第四項の規定にかかわらず、給与規程附則第三項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に百分の百一・五七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与規程附則第三項に定める給料月額との差額を給料として支給する。</u></p> <p><u>8 附則第五項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第五項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p><u>9 附則第六項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第六項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p><u>10 前六項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与規程第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）附則第四項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u> （給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置）</p> <p><u>11 施行日の前日に在職する技能職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。）の規定により計算した退</u></p>	<p>技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>7 前三項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与規程第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）附則第四項から第六項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u> （給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置）</p> <p><u>8 施行日の前日に在職する技能職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「退職手当条例」という。）の規定により計算した退</u></p>

職手当の額が、この訓令による改正後の給与規程に基づく給料月額を基礎として退職手当条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、給与規程第六条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

(補則)

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

職手当の額が、この訓令による改正後の給与規程に基づく給料月額を基礎として退職手当条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、給与規程第六条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

(補則)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

訓 令

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第四項中「その者」を「当該技能職員」に改め、同条第五項を次のとおり改める。

5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された技能職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二二号）（第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号））第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条中第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 技能職員を降格させた場合における当該技能職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表（別表第五）の降格後の号給欄に定める号給とする。

第四条の二を削る。

第八条の五を第八条の六とし、第八条の四を第八条の五とし、第八条の三の次に次の一条を加える。

(高齢者部分休業をする者の給与等)

第八条の四 技能職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与及び退職手当については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条及び第四条の例による。

2 退職手当の調整額に係る基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算につ

いては、職員の退職手当に関する規則（平成二十五年埼玉県規則第五十四号）第六条の例による。

附則第三項を削り、附則に次の見出し及び二項を加える。

（給料に関する経過措置）

3 当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が六十歳（職員の定年等に關する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）（第二条第二号に掲げる職員に相当する技能職員にあつては六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第四条第一項、第三項及び第四項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。

一 臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び非常勤の技能職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している技能職員（同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除く。）

附則に次の見出し及び二項を加える。

（退職手当に関する経過措置）

5 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第三十四項、第三十五項及び第三十八項の規定の適用については、同条例附則第三十四項及び第三十五項中「六十歳」とあるのは「六十三歳」とし、同条例附則第三十八項中「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」とあるのは「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五

歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三号第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては六十三歳とする。」とする。

6 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する規則附則第二項から第五項までの規定の適用については、同規則附則第二項の表中「六十歳」とあるのは「六十三歳」と、同規則附則第三項中「前項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）附則第六項において読み替えられた前項の表」と、同規則附則第四項及び第五項中「附則第二項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程附則第六項において読み替えられた附則第二項の表」とする。

別表第五（第四条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間

61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	

29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101

93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		

125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、附則第七項中「前三項」を「前六項」に、「第六項まで」を「第九項まで」に改め、同項を附則第十項とし、附則第六項の次に次の三項を加える。

7 附則第四項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与規程附則

第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第四項の規定にかかわらず、給与規程附則第三項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に百分の百一・五七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与規程附則第三項に定める給料月額との差額を給料として支給する。

8 附則第五項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第五項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

9 附則第六項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第六項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）（附則第三項及び第四項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。次項において「令和三年改正法」という。）（附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している技能職員には適用しない。）

3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項及び附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた技能職員の給料月額）は、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の規程第四条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）で

あるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた技能職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第二項の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第三条第二項の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。

6 前三項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職員の例による。

- 一 次号に掲げる技能職員以外の技能職員 当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員
- 二 県立学校に勤務する技能職員 当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務

務職員であるものとした場合における学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける職員

（補則）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

件 名

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令について

提案理由

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、埼玉県教育局等職員服務規程の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行の訓令の内容

县教育局及び県立の教育機関(県立学校を除く。)に勤務する職員の服務について必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

高齢者部分休業に関する規程を整備する。
その他規定の整備

3 施行期日
令和5年4月1日

改正案	現行
<p>埼玉県教育局等職員服務規程</p> <p>第一条～第十四条の四 (略)</p> <p><u>(高齢者部分休業の承認申請)</u></p> <p><u>第十四条の五 職員は、地方公務員法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、人事給与管理システム(職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第一項において同じ。)により所属長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認申請書(様式第十六号の四の二)を所属長を経て教育委員会に提出することができる。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(高齢者部分休業の変更承認等申請)</u></p> <p><u>第十四条の六 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ人事給与管理システムにより所属長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業変更承認等申請書(様式第十六号の四の三)を所属長を経て教育委員会に提出することができる。</u></p> <p><u>2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。</u></p> <p><u>第十四条の七～第十四条の十 (略)</u></p> <p>第十五条～第三十五条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第6号 (略)</p>	<p>埼玉県教育局等職員服務規程</p> <p>第一条～第十四条の四 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第十四条の五～第十四条の八 (略)</u></p> <p>第十五条～第三十五条 (略)</p> <p>様式第1号～様式第6号 (略)</p>

様式第7号の2～様式第16号の4 (略)

年 分 休 暇 簿

様式第7号 (第10条関係)

職 採用年月日	氏 名	本年使用できる		前年からの繰越日数		備考							
		年	月	日	日								
受理(承認)月日	届出(申請)月日	受 理 (承 認)		年 次 休 暇 日 数		ボラン ティア 休暇の 残日数							
裁 決 権 者		休 暇 の 期 間		休 暇 (年 次休暇を 除く。)の 理由			夏季 休暇の 残日数						
月	日	月	日	日	時間	日		分	日	時間	分	日	時間
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分

備考 1 受理(承認)欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 休暇の期間の欄は、休暇の残日数のすべてを使用する場合には、1時間又は30分未満の端数についても記入すること。
 3 休暇の種類は、年次休暇にあっては「年休」を○で囲み、その他の休暇にあっては「その他」を○で囲み、()内に特別休暇にあっては「特休」、組合休暇にあっては「組休」と記入すること。

改正案

現行

様式第7号の2～様式第16号の4 (略)

年 分 休 暇 簿

様式第7号 (第10条関係)

職 採用年月日	氏 名	本年使用できる		前年からの繰越日数		備考								
		年	月	日	日									
受理(承認)月日	届出(申請)月日	受 理 (承 認)		年 次 休 暇 日 数		ボラン ティア 休暇の 残日数								
裁 決 権 者		休 暇 の 期 間		休 暇 (年 次休暇を 除く。)の 理由			夏季 休暇の 残日数							
月	日	月	日	日	時間	日		時間	分	日	時間	分	日	時間
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	
・	・	月	日	月	日	時間	分	日	時間	分	日	時間	分	

備考 1 受理(承認)欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 休暇の期間の欄は、子育て休暇、家族看護休暇、夏季休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇又はボランティア休暇の残日数は、子育て休暇、家族看護休暇、夏季休暇、出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇については「その他」を○で囲み、()内に特別休暇にあっては「特休」、病欠休暇にあっては「病休」、組合休暇にあっては「組休」と記入すること。

改正案

現行

様式第16号の4の2（第14条の5関係）

（新設）

高齢者部分休業承認申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏 名

次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

(注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、別紙に記入し、申請することができる。

改正案

現行

別紙

職 名				氏 名			時間数	備 考
承認				高齢者部分休業の承認の取消しを申請する時間				
所属長				月日	午 前	午 後		
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	
				・	時分から 時分まで	時分から 時分まで	時間 分	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

改正案	現行						
<p>様式第16号の4の3（第14条の6関係）</p> <p style="text-align: center;">高齢者部分休業変更承認等申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">所属所名 職 名 氏 名</p> <p>次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 変更・取消しの理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 変更後の期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>3 変更後の休業時間 (1週間当たり)</td> <td style="text-align: center;">時間 (内訳)</td> </tr> </table>	1 変更・取消しの理由		2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)	<p style="text-align: center;">(新設)</p>
1 変更・取消しの理由							
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで						
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)						
<p>(注)「3 変更後の休業時間(1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。</p>							
<p>様式第16号の5（<u>第14条の7関係</u>）（略）</p>	<p>様式第16号の5（<u>第14条の5関係</u>）（略）</p>						
<p>様式第16号の6（<u>第14条の8関係</u>）（略）</p>	<p>様式第16号の6（<u>第14条の6関係</u>）（略）</p>						
<p>様式第16号の7（<u>第14条の9関係</u>）（略）</p>	<p>様式第16号の7（<u>第14条の7関係</u>）（略）</p>						
<p>様式第16号の8（<u>第14条の10関係</u>）（略）</p>	<p>様式第16号の8（<u>第14条の8関係</u>）（略）</p>						

改正案	現行
様式第 1 7 号～様式第 2 8 号 (略)	様式第 1 7 号～様式第 2 8 号 (略)

訓 令

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教員委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の八を第十四条の十とし、第十四条の五から第十四条の七までを二条ずつ繰り下げ、第十四条の四の次に次の二条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第十四条の五 職員は、地方公務員法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、人事給与管理システム（職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第一項において同じ。）により所属長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、高齢者部分休業承認申請書（様式第十六号の四の二）を所属長を経て教育委員会に提出することができる。

2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第十四条の六 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ人事給与管理システムにより所属長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、高齢者部分休業変更承認等申請書（様式第十六号の四の三）を所属長を経て教育委員会に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。
様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

年 分 休 暇 簿

職 名		氏 名				本年使用できる			前年からの繰越日数			日					
									条例の規定に基づく日数			日					
採 用 年 月 日		年 月 日				年次休暇日数			計			日					
受 理 (承認) 月 日	届 出 (申請) 月 日	受 理 (承 認)				休 暇 の 期 間			休 暇 の 種 類	休暇 (年 次休暇を 除く。)の 理由	年次休暇 の残日数			夏季 休暇 の残 日数	ボラン ティア 休暇 の残 日数	備 考	
		決 権	裁 者														
・	・					月 日から 月 日まで	日	時間	分	年 休 その他 ()		日	時間	分	日 時間 分	日 時間 分	
・	・					月 日から 月 日まで	日	時間	分	年 休 その他 ()		日	時間	分	日 時間 分	日 時間 分	
・	・					月 日から 月 日まで	日	時間	分	年 休 その他 ()		日	時間	分	日 時間 分	日 時間 分	
・	・					月 日から 月 日まで	日	時間	分	年 休 その他 ()		日	時間	分	日 時間 分	日 時間 分	
・	・					月 日から 月 日まで	日	時間	分	年 休 その他 ()		日	時間	分	日 時間 分	日 時間 分	
・	・					月 日から 月 日まで	日	時間	分	年 休 その他 ()		日	時間	分	日 時間 分	日 時間 分	

- 備考 1 受理（承認）欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 休暇の期間の欄は、休暇の残日数の全てを使用する場合には、休暇の種類に応じて1時間又は30分未満の端数についても記入すること。
 3 休暇の種類欄は、年次休暇にあつては「年休」を○で囲み、その他の休暇にあつては「その他」を○で囲み、()内に特別休暇にあつては「特休」、組合休暇にあつては「組休」と記入すること。

様式第十六号の四の次に次の二様式を加える。

様式第16号の4の2（第14条の5関係）

高齢者部分休業承認申請書 年 月 日 埼玉県教育委員会 様 所属所名 職 名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで （定年退職日）
2 休業時間 （1週間当たり）	時間 （内訳 ）
3 申請理由	

(注) 1 「2 休業時間（1週間当たり）」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、別紙に記入し、申請することができる。

別紙

職 名				氏 名			承認	高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し を 申 請 す る 時 間	時間数	備 考
所属 長				月日	午 前	午 後				
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第16号の4の3（第14条の6関係）

高齢者部分休業変更承認等申請書 年 月 日 埼玉県教育委員会 様 所属所名 職 名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)

(注)「3 変更後の休業時間(1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

様式第十六号の五中「(第14条の5関係)」を「(第14条の7関係)」に改める。
様式第十六号の六中「(第14条の6関係)」を「(第14条の8関係)」に改める。
様式第十六号の七中「(第14条の7関係)」を「(第14条の9関係)」に改める。
様式第十六号の八中「(第14条の8関係)」を「(第14条の10関係)」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県教育局等職員服務規程に定める様式の内紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。